

**久米島県立自然公園
指 定 書**

(公園計画の一部変更)

平成 20 年 3 月 28 日

沖 縄 県

目次

1. 変更理由	1
2. 変更区域	4

1. 変更理由

久米島は、那覇市より約 100km 西方に位置し、古代より琉球と中国を結ぶ航路、貿易などの要衝地として開け、日本書紀等に美しい島という意味で琉美島と記されている。安司時代（15世紀）の居城であった伊敷索城、具志川城、登武那覇城及び蔵元等は史跡として保存されている。先史時代の生活様式を知る大原貝塚、中国との交流の象徴として建立された天后宮（18世紀）、具志川間切地頭上江洲家住宅（18世紀）、ウティーダ石、君南風等の文化財が生垣に囲まれ、赤瓦の民家等、今や失われつつある沖縄の集落の風土的特徴を良く残している。

島全体が霧島火山帯に含まれ、地形は島の中央部北から宇江城岳（309m）を主峰とした中央山塊と阿良岳（287m）に連なる山々が南部山塊を形成している。地質は、中央山塊及び南部山塊は安山岩等に表れる島尻層、北部から西部への海岸を縁どる隆起珊瑚礁、西部の琉球石灰岩、東部の一部には砂丘砂等がみられる。

植生としては、宇江城岳や阿良岳などの斜面を覆うリュウキュウアオキースダジイ群集やオキナワウラジロガシ群集、海岸線のアダン群集、ミズガンビ群集、イソマツーモクビヤッコウ群集がある。なお、久米の五枝の松、真謝のチュラフクギ、宇根の大ソテツは天然記念物に指定され、北原や比屋定のリュウキュウマツの抱護林、各集落に残る御嶽林等は、島の歴史と立地を指標する特異的な植生景観である。

野生動物については、久米島固有種であるキクザトサワヘビが発見されている。

このように、久米島は島の随所にすぐれた景勝地を擁するとともに歴史的、文化的遺産や風土的景観にも恵まれた本県を代表する特徴的な島の一つであり、自然公園としての資質を備え持つことから、沖縄県立自然公園として昭和 58 年 5 月 30 日に指定されている。

その後、島内の開発や公園利用の進展の一方で、これらが公園内の風致や自然環境の維持に影響を与えている所もあり、これに関連して現行の保護計画が実態に合わなくなってきた地域が見受けられるほか、施設利用の面においても、利用地点の配置や施設の内容が現在の利用の動向やニーズに効果的に対応できない所もあり、公共的な整備も必ずしも充分とは言えない状況にあったことから、平成 4 年 5 月 12 日に見直しが行われ、今日に至っている。

現在、久米島では、各所の道路改良、架橋事業及び海岸保全事業等の基盤整備が更に進み、また台地丘陵上の土地改良や海岸での水産養殖、海洋深層水の利活用産業、及び牛を中心とした畜産業等を基幹とする産業の整備が進められている。特に畜産業については近年拡大しつつあり、それに伴って採草地の拡大による自然環境への影響も見られている。

また、公園計画に沿って利用地点の受け入れ整備が図られ、利用層も定着しつつあるが、公園利用の現状は、海水浴やマリンレジャーを中心にして夏の一季に偏っており、しかもシーズンには航空輸送力の限界に達していて、年間の公園利用者数も伸び悩んでいる。航空郵送力の増強、季節性の拡大とともに、これらに対処する受け入れ整備の拡充といった課題を抱えてい

る。これらの課題に対しては、近年奥武島等での利用施設整備の拡充と、プロ野球キャンプ等マリンレジャー適期以外の利用拡大を目指しての施策も進められている。

一方で久米島自然文化センター、ウミガメ館、ホタル館等の施設が設置され、自然環境保全に関する普及啓発についての更なる取り組みも推進されている。

また、行政としては平成14年の仲里村と具志川村の合併による久米島町の誕生により、1つの島として一体的な行政施策の遂行も図られつつある。

一方自然環境面では、昭和31年に発見されて以来確認されていなかったキクザトサワヘビの再発見（昭和58年）と沖縄県天然記念物指定（昭和60年）の後、平成4年に制定された「絶滅のおそれのある種の保存に関する法律」における国内希少動植物種に指定され、平成10年には宇江城岳周辺が生息地等保護地区に指定されるに至った。

また、平成5年には白瀬川上流でクメジマボタルが発見され、翌平成5年には沖縄県天然記念物及び「絶滅のおそれのある種の保存に関する法律」における緊急指定種に指定された。

さらに、平成15年の自然公園法の改正により、国及び地方公共団体は、自然公園における生態系の保全と野生生物保護の機能の確保を旨とした施策を講ずるものとされた。

これらの状況を受けて、キクザトサワヘビ及びクメジマボタルの生息環境の包括的な保護について公園計画においても盛り込む（施策の整合性を図る）必要が生じている。

以上のような状況を踏まえて久米島の美しく変化に富み、また観光資源として重要な自然環境を保護し、将来にわたって維持していくとともに、県民の保健、休養及び教化の場としての機能を發揮していくための方策として、公園利用を適切に進めるために公園計画の変更を行うものとする。

公園計画変更の主な内容は、以下のとおりである。

- ・ キクザトサワヘビ、クメジマボタルの保全を考慮した変更
(宇江城岳、アーラ岳周辺での第1種特別地域の拡大)
- ・ 漁港区域や町による利用計画、及び民有地の利用現況に沿った形での変更
- ・ 干潮域の取り扱いに伴う、海洋環境保全を考慮した公園区域拡大
- ・ 土地改良事業等による根拠線の移動・消失に伴う、根拠線明確化の為の変更

2. 変更区域

(公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
4	拡張	久米島町字宇江城の一部
16	拡張	久米島町字北原の一部
25	拡張	久米島町字大原の一部
48	拡張	久米島町番外地 (並びにその地先海面)
62	拡張	久米島町番外地 (並びにその地先海面)
10	削除	久米島町字北原の一部
14	削除	久米島町字北原の一部
18	削除	久米島町字北原の一部及び番外地
20	削除	久米島町字北原の一部
29	削除	久米島町字真謝及び字根の各一部
63	削除	久米島町字仲村渠及び字具志川の各一部
64	削除	久米島町字仲村渠及び字具志川の各一部
65	削除	久米島町字具志川の一部
68	削除	久米島町字鳥島の一部

変更理由	面積 (ha)
防衛施設撤去に伴い、周辺の規制計画と整合性を図るため	国0 公2 私0
久米島空港の拡張に伴う根拠線の明確化のため	国- 公0 私-
久米島空港の拡張に伴う根拠線の明確化のため	国- 公0 私-
久米堡礁の汀線の根拠として最低潮位を採用したことによる	国95 公- 私-
久米島南方海上にあるトゥンバラと呼ばれる岩礁。イーフビーチから全容が遠望され、島尻南端部の景観要素として優れているため	国1 公- 私-
養殖場施設周辺の道路改良に伴う、根拠線の明確化のため	国- 公△1 私-
久米島空港の拡張に伴う根拠線の明確化のため	国- 公△0 私-
久米島空港の拡張に伴う根拠線の明確化のため	国△3 公△15 私△0
久米島空港の拡張に伴う根拠線の明確化のため	国△0 公△4 私-
漁港区域の変更に伴う、根拠線の明確化のため	国△11 公△9 私△14
具志川漁港の指定に伴う区域線の明確化のため	国△39 公△0 私-
具志川漁港の指定に伴う区域線の明確化のため	国△2 公△14 私-
具志川漁港の指定に伴う区域線の明確化のため	国- 公△0 私-
鳥島海岸保全区域における海岸保全事業に伴う資質低下のため	国△3 公- 私-
変更部分面積	
△ 16	
変更前公園区域面積	
6,141	
変更後公園区域面積	
6,125	